

スペイン憲法における自治権停止条項の意味

— カタルーニャ独立に関する住民投票を素材として —

野 口 健 格

- I はじめに — 問題の所作 —
- II スペイン憲法第155条による自治州権限への介入
- III カタルーニャ独立問題の歴史的背景
- IV おわりに

I はじめに — 問題の所作 —

2018年現在、スペインのカタルーニャ⁽¹⁾で起きていることを正確に捉えるのは困難な作業である。投票率が有権者の過半数にも届いていない（約43%）レファレンダム⁽²⁾の結果は、「スペインからの独立支持」が圧倒的多数を占めた。この時、中央政府のラホーイ首相（当時）はレファレンダム自体を違憲とする憲法裁判所の判決を根拠としてレファレンダムの実施を認めなかったが、カタルーニャ自治州政府側はこれを強行し今回のような結果となったのである。その後、プッジデモン氏（未だに自治州首相の地位にいるという立場とすでに自治州首相ではないという立場があるが、本稿においてはその評価には踏み込まない）がカタルーニャの共和国としての独立を宣言し、対するラホーイ首相はその対抗策としてスペイン憲法第155条⁽³⁾に基づき自治権を停止させ、カタルーニャ州は一旦中央政府の直接管理下に置かれた。そして、現在、国外（EU 域内）にいるプッジデモン氏

ら数人の前閣僚らに対しスペインの裁判所が「欧州逮捕状」を発行した状態である。プッジデモン氏らはレファレンダムを強行したことで国家反逆罪、扇動罪、公金横領罪などに問われており、国内にいる自治州の前閣僚らはすでに当局によって拘束中である。ここで問題となるのがレファレンダムの有効性とその法的拘束性、そして憲法第155条の解釈である。なぜなら、どの国も国家からの独立を問うレファレンダムを実施するための制度を完備してはおらず、そもそもスペイン憲法は独立自体を本来的に想定していない。しかしながら、ある地域の市民が、民主的な方法で自治権の範囲を拡大ないし縮小させたいと思ったとき、その解決方法は、投票をするという行為だと考えることにも一理ある。実際にカタルーニャだけでなくスコットランドも独立を問うレファレンダムを実施している⁽⁴⁾が、このような性質のレファレンダムには国家分断のリスクが伴う。それに、それぞれの国家が有する憲法秩序は、本来国家を統合する作用が根本にはあり、(自治権をどの程度認めるかという問題はあがあるが)間違っても国家を敢えて分断するための意図を持って制定されるということはないはずである。このような状況下においてスペイン憲法が有する連邦制と中央集権制の中間に位置する自治州制度は果たしてどのように機能するのだろうか。また、その制度の性質が故にいわば内在的機能不全に陥ってしまうことにはならないのだろうか。本稿は、国民の声と市民の声をどのように扱い調整すればいいのかという難題について迷走を続ける現代スペインを素材として国と地方の関係を考えるための一助としたい。

尚、本論文の射程は、スペインにおける地域間対立の最たるものとして認識されている近時のカタルーニャ独立問題を中心に、憲法典に地方(自治州)の自治に対して国家が介入できる内容の条文が存在することの意味と妥当性、そしてそのような条項を設けざるを得なかった歴史的背景について考察するものである。また、現代スペインでみられるカタルーニャ独立に対する賛成派と反対派による国家レベルでの意識の断絶や、反EU運動などと複雑に絡み合った状況下において、憲法が果たす役割と課題に

ついて論じるものである。

II スペイン憲法第155条による自治州権限への介入

2017年10月27日、スペインの上院は、憲法で定める義務の遵守を目的として、憲法第155条の適用を過半数で採決した。中央政府の決定に従わないカタルーニャにおいて、自治権を停止し国家がその権限を一部担うようにするための一連の措置をとることを承認したのである。カタルーニャ自治州首相への再三の要求に対する返答がなかったため、スペイン中央政府は上述の措置を10月21日に上院に提案した。本条項適用は中央政府にとって例外的な措置にあたり、1978年憲法が採択され名実ともに民主化されて以降、適用されたことがない。わが国においても「スペイン上院は27日、独立問題が長引く北東部カタルーニャ州の自治権停止を承認した。これを受け、中央政府は州首相らの解任などに踏み切る。現行憲法下で初となる異例の強硬措置は副作用が避けられないが、経済にも悪影響を及ぼし始めた事態の収拾を優先した。中央政府に抵抗した州議会は同日、独立を宣言した」（日本経済新聞2017年10月27日付）などと報道された。10月27日の上院において憲法第155条の適用が採択されると、同日、中央政府は臨時閣議を開き、一連の解決措置について閣議決定を行った。

その後、閣議で決定した内容を首相官邸での記者団を前に報告した際に、ラホーイ首相は次の4つの目的を伝えた⁵⁾。

- ①カタルーニャ自治州政府はスペイン憲法を蹂躪し、議会制民主主義で尊重されている野党の存在をも無視して、カタルーニャの独立の為の立法の制定と違憲とされている住民投票の実施を決めたが、このような状態からの回復を目指すこと。
- ②カタルーニャ自治州民はこれまで独立支持派と独立反対派で二分している。しかし、州議会で独立立法が成立して以来、この両派の対立が表面化している。この分断を解消すること。

③カタルーニャが独立すれば、EUの圏外に置かれることになり、ユーロ通貨も流通しなくなる。更に、スペインの他の地方との商取引は平均して50-60%であるが、独立すればカタルーニャ製品への拒絶反応も起きる。このような事態になると、カタルーニャのGDPは25-30%後退すると予測されている。その上、カタルーニャの将来に不安を感じた企業が自治州外に登記上の本社を移転しており、その数は10月1日の住民投票から20日までの僅か3週間で1200社近くになっている。同州政府が期待していた二つの銀行を経済の柱にするとしていた「La Caixa (ラ・カイシャ)」^⑥と「Banco Sabadell (バンコ・サバデル)」^⑦もバレンシア州に本社を移した。その上、大半の大手企業も州外に移転した。また一部中小企業も同様の動きをしている。このような経済事情下では経済成長に重要な外国からの投資は全く期待できない。更に、付け加えるならば、スペインを代表する自動車メーカーで現在フォルクスワーゲンの傘下にある「Seat (セアット)」も自治州外に本社を移すようにという強い圧力が株主などからかかっているという。このような経済的問題を解消すること。

④この先、長くて6か月を目途に自治州議会選挙を実施すること。今回の第155条適用に支持を表明しているPSOE(スペイン社会労働党)とカタルーニャの政党シウダダンスは1月28日を州議会選挙日というのを条件に第155条の適用を支持しているという状況でもある。

この記者団への報告の中で、ラホーイ首相は任務遂行の決意を表明するとともに、第155条を適用しての自治機能の停止が民主政治を守る為に唯一残された手段であるとした^⑧。そして、中央政府が第155条を発動してカタルーニャ州政府の機能を停止することを受けて、プッジデモン自治州首相はTV3を通して、10月23日に州議会の開催を議長に要請すると伝え、中央政府が憲法規定を発動させたことをはじめとする一連の対応を非

難した⁽⁹⁾。

今回の憲法第155条の適用に憤慨しているプッジデモン自治州首相を始め、自治州政府の閣僚が臨時の自治州議会を開催し計画しているのは「独立宣言」であると大方のメディアは予測していた。なぜなら、自治州政府側が自治州議会内で議決に必要な過半数の議席を確保しているからである。一旦、独立宣言をした後であれば、中央政府が第155条を適用しようとしてもカタルーニャが独立国家となった場合、それは適用できないという理由づけが可能だからである。または、プッジデモン氏が州議会を解散させて議会選挙に踏み切るのではないかということも想定された。そうすれば第155条の適用をやはり避けることが出来て、自治機能停止という侮辱を被ることを回避することができるからである。しかし、自治州政府内には選挙を実施することに反対している勢力もある。選挙をすれば現政府与党は過半数の議席を失う可能性が高いとされている。また、政府による第155条の適用の決定によって、自治州政府の内部では独立宣言に向けた流れは不可避であるという考えが根強い⁽¹⁰⁾。このようにカタルーニャ内の議論の方向性も定まっておらず、まだまだカタルーニャの迷走は続く可能性が高く⁽¹¹⁾、その間も、カタルーニャから州外への企業移転は更に続くであろうし、そればかりかカタルーニャへの投資も期待できない⁽¹²⁾。唯一、確かなことはこの紛争によって、カタルーニャ州経済とスペイン経済のGDPは修正を余儀なくさせられるということである⁽¹³⁾。

スペインの場合、カタルーニャが独立を主張すればするほど、その恩恵を受けるのはマドリードであり、同様の理由で隣接したバレンシアも恩恵を受けており、カタルーニャの大手銀行2行はバレンシアに本社を移転させている⁽¹⁴⁾。一方、カタルーニャは住民の過半数は独立を望んでいない可能性があるにもかかわらず、カタルーニャの政権が今後も独立への主張を繰り返し、政治社会的に統一を欠く状態が続いていく⁽¹⁵⁾ことは、国内ばかりか国際社会からの評価にかかわる深刻な事態であると言えよう。

その後、カタルーニャ自治州首相および自治州政府閣僚の即時解任、自

治州議会の解散および自治州議会議員の総選挙を実施した際には、カタルーニャ自治州内に自治政府は存在していないことになるため、その機能は新しい自治州機構が確立するまでの間、中央政府が肩代わりしている状態にあった⁽¹⁶⁾。上院による決議は、8つの留保と細かい点を除き、中央政府が提案した措置の大部分を承認するもので、最終的に承認された措置は10月27日に発効されており、当該措置は以下の5つである⁽¹⁷⁾。

a) カタルーニャ自治州首相、副首相および自治州政府閣僚に対する措置⁽¹⁸⁾

10月27日をもって、自治州首相、副首相を含むカタルーニャ自治州政府のすべての閣僚が解任された。彼らの機能は、現在、中央政府またはこの目的のために中央政府によって設置された機関によって担われている。

b) 自治州政府の行政機関に対する措置⁽¹⁹⁾

カタルーニャ自治州政府は行政組織として引き続き機能し、行政機関は解散せず、機能の停止も生じないが、中央政府が設置した機関が作成した権限行使のための規定を定める指針の下に行動する。また、行政機関の行動は常に事前連絡または事前承認の対象とされ、連絡や承認なしで行われた決定や行動は無効となる。同時に、いかなる自治州政府の役職者、責任者および一般公務員の解任、並びに、自治州政府の公的団体および公的機関の解散が可能となる。

c) 行政機関の活動に関する措置⁽²⁰⁾

自治州警察は、中央政府の指揮下に置かれることとなる。国家治安部隊（スペイン国家警察および憲兵隊（グアルディア・シビル））のカタルーニャ配置が可能になり、必要であれば自治州警察を置き換えることができる。経済および財政面で中央政府は、税金および予算の面で必要な権限を行使することができる。つまり、中央政府が予算を決定し、地方税の回収を管理する。これらの措置は、独立分離主義のプロセスのために公的資金が回収・使用されることを回避するための措置である。電気通信およびデジタル・サービスに関するカタルーニャ自治州政府の機能はスペイン政府に属

することとなる。同措置は、中央政府によるカタルーニャ公共放送および公共ラジオ放送のコントロールまたは保護の獲得を意味する。また、カタルーニャ自治州政府に属していた電気通信フレームワーク、データベースおよび情報のコントロールも中央政府が行うことになる。

d) カタルーニャ自治州議会への措置⁽²¹⁾

上記の措置の有効期間、かつ、2017年12月の選挙によって誕生する新しい自治州議会が開催されるまで、自治州議会議長は自治州首相候補者の提案や、自治州首相選任の審議および投票を行うことはできない。

e) 中央政府と地方政府の関係で問題となる措置⁽²²⁾

法的観点から見ると、上院が承認した措置に反して施行、実行される規定、行為および決定の無効性を宣言する条項には、中央政府によって採択された措置に反することを、誰がどのように宣言するのかという問題がある。もちろん法的には、そのように宣言された行為および決定は無効であり、何らの効力も生じない。また、事前に承認がされていない条項や、これら例外的措置の適用のために中央政府によって設置された機関に同意されたところを満たさない条項は、カタルーニャ自治州政府官報において公示することができない⁽²³⁾。これは、カタルーニャ自治州政府官報を管理することにより、上院の承認した措置に反する法規定が意図せず公示されることを防ぐことを目的としている⁽²⁴⁾。カタルーニャ自治州首相および副首相に与えられている自治州政府の組織形成の機能は、中央政府またはその代理のために設置される組織または役職者が担うこととなるため、これらの措置を遵守するために、中央政府によって設置される組織等は、カタルーニャ内に組織を設置し役職者を任命することができる⁽²⁵⁾。また、本件措置が遵守されることを保証するために、分離独立プロセスにおいて重要な役割を果たした部署の責任者は解任され、更にカタルーニャ自治州政府が、憲法の遵守または本件措置に基づいた行動を行う公務員または職員に対して懲戒処分を課す場合、それらは法的に無効であり効力を有しない⁽²⁶⁾。中央政府は、このような案件の関係者に対して、行政、刑事また

は財産上の責任を課すことができるため、本件措置の効果的な適用のために、中央政府または中央政府によって設置された機関や責任者は、国または自治州の懲戒規定に基づいて、カタルーニャ議会およびカタルーニャ自治州行政機関の責任者、公務員、職員に対して懲戒権限を行使することができる⁽²⁷⁾。本件措置の適用期間は、新しくカタルーニャ自治州政府が組織されるまでとされているが、中央政府は上院に修正を要求できることから、仮に、現在の状況を引き起こした原因が終了した場合、中央政府は本件措置の終了時期を早めることがある⁽²⁸⁾としている。

Ⅲ カタルーニャ独立問題の歴史的背景

(1) なぜ独立を求めるのか？

憲法第155条は、これまで発動されたことがなく、手続が完了すれば多くの解釈にさらされるだろう。カタルーニャのケースでは今回のケースとは別に、これまで国家が「国家の統一を保証する」ために介入することを許可するかどうか議論されたことがある。アルトゥール・マス Artur Mas i Gavarró (2010-2016年の期間カタルーニャ自治州首相を務めた) が政府の要求を無視した際に、上院の絶対多数で、自治州のすべての当局に指示を与えることを検討したのである。つまり、中央政府は、地方の当局者に命令を出すことが出来るということであり、現在のプッジデモン氏の状況と同様の事態を想定していたことがわかる。ということは、これまでの政権の多くが恒常的に地域主義や独立運動が起こることを想定していたと考えるほうが自然であろう。もちろん20世紀にカタルーニャが歩んできた苦渋の歴史によるところが大であると一括りにされがちであるが、実際には、カタルーニャが高い経済力を有しながらスペイン全体においてその地位を正当に評価されていないという実利的な側面にたった苛立ちが存在していることも忘れてはならない⁽²⁹⁾。例えば、財政面におけるカタルーニャ自治州側の不満が潜在的に存在していることも指摘できよう⁽³⁰⁾。カタ

ルーニャ自治州は国内総生産における貢献度が非常に高いにもかかわらず、財政調整制度においてこれに見合った還元を受けていないという意識を有していると言われているが、国と自治州との財政配分に関する全国レベルでの制度枠組みが前提とされていることから、ある自治州の「独り勝ち」が許される保証は全くない⁽³¹⁾。この問題は、国の財源を現状と比較してカタルーニャ自治州に移譲するプロセスが必要不可欠であり、これは他の自治州に様々な形で影響を与えるものである⁽³²⁾。

歴史的にカタルーニャ地方では、中世の時代から自律的な領域を形成していたとの認識が共有されており、現在のカタルーニャにおいては「自治州」を意味する用語に関しても、スペイン憲法上に使用されている *Comunidad Autónoma* ではなく1359年にベレンゲル・デ・クルイレス司教 *Obispo de Gerona: Berenguer de Cruilles* を第一首班として擁する形で形成された同地域の諸侯の合議制連合組織の名称である *Generalitat* を用いている⁽³³⁾。この *Generalitat* は、15世紀には司法・財政面のみならず政治的執行権も行使するようになり、1716年にスペイン王フェリペV世が発した領域再編勅令により解散されるまで、王室の名による地域の諸侯に対する最低限の統制の枠組みとして機能していた⁽³⁴⁾。

1931年4月のムニシピオ選挙の際に「共和国のための闘い」の指導者フランチェスク・マシア *Francesc Macià i Llussà* がイベリア連邦に含まれる一共和国国家である旨を宣言した後、カタルーニャを「スペイン共和国内の自治国家」と規定し、「カタルーニャの権限はカタルーニャ人民に淵源をなし、自治政府がこれを代表する」とするなど、自治志向が前面に出たカタルーニャとしての自治憲章の起草がなされた。共和国憲法議会では、実質的な修正を経て1932年9月9日に承認され、サン・セバスティアン協定 (*Pacto de San Sebastián*) によってカタルーニャ自治憲章が発行したが、1934年の執行停止、1936年2月の左翼連合の選挙勝利による再発行を経て、フランコ将軍により1938年4月5日に最終的に廃止、自治政府自体は1939年1月に廃止された⁽³⁵⁾。その後の独裁体制期間を経て、カタル

ーニャは、立憲君主制を規定した現行憲法の制定前である1977年9月29日には、すでに勅令によって Generalitat が暫定的措置として復活され、社会的にも地域言語の復権運動が顕著となり、国際的な文化・学術交流が活発になった⁽³⁶⁾。現行憲法制定後に創設されたカタルーニャ自治憲章（1979年12月18日組織法第4／1979号）第9条には、カタルーニャ自治州は、次に掲げる事項に関する排他的権限を有すると規定され、同条第8号で憲法第149条第1項第18号の規定に反しない範囲での地方制度として権限が明示されている⁽³⁷⁾。

その他、カタルーニャ自治州内には、憲法裁判所の判決が国の意向を過度に反映しているという潜在的な疑念も存在しており⁽³⁸⁾、これとは別にバスク自治州と中央政府との関係においても自治を拡大しようとする動きがこれまでにあり、カタルーニャ問題とは切り離して考えなければならぬものの、イバレチェ・プラン⁽³⁹⁾などは共有する部分も多くある。

（２） 独立に向けた法的措置

2017年9月に、カタルーニャの独立に対する拘束力のある民族自決のためのレファレンダム開催に関する法律 LEY 19/2017, de 6 de septiembre, del referéndum de autodeterminación. が制定され⁽⁴⁰⁾、カタルーニャの人民が主権を有する政治的主体であることを認め、自由で民主的に政治的地位を決定する権利を行使するとしている（第2条）。また、議会の地位を明確化し、レファレンダムについては、「カタルーニャの民族自決に関するレファレンダムについて規定し保障することを目的とした例外的な法制度として確立し、それは、カタルーニャ人民の根本的かつ不可分な権利の行使を規制するが、抵触する可能性のある全ての規範に対して階層的に優位に立っている」（第3条第2項）とし、「レファレンダムの結果の準備、開催および実行に直接的または間接的に関与するすべての当局、個人および法人は、この法律によって保護されており、現在の法制度の一部である自決権の行使を発展させている」（第3条第3項）また同法では、カタルー

ニャが民族自決のためのレファレンダムをすることを宣言しており、その内容は、以下の通りである。

1. カタルーニャ市民は、詳細な手段を通じたレファレンダムの実施によって、カタルーニャの政治的未來を決定するために招集される。(第4条第1項)
2. レファレンダムで作成される質問は次の通りである。《あなたはカタルーニャを正式な共和制の独立国家にしたいですか?》(第4条第2項)
3. このレファレンダムの結果は拘束力を有する。(第4条第3項)
4. 仮に有効投票の集計の結果、賛成票が反対票を上回った場合、この結果はカタルーニャの独立を意味する。この目的のためカタルーニャ議会は、選挙管財による公式結果の宣言後2日以内にカタルーニャ独立宣言を行うための通会を開催し、その効果を具体化し憲法を制定するプロセスを開始する。(第4条第4項)
5. 仮に有効投票の集計の結果、反対票が賛成票を上回った場合、その結果は、直ちに自治州選挙を公示することを意味する。(第4条第5項)

また、法的過渡期と共和国の創設に関する法律 LEY 20/2017, de 8 de septiembre, de transitoriedad jurídica y fundacional de la República. では「憲法の提案が承認されると、それはレファレンダムによる認証の対象となり、市民権によって憲法の提案がなされた場合、直ちに制憲議会は解散され、憲法による新しい制度を構成するための選挙の公示に取り掛かる。新制度の憲法が成立するまで、常任理事会は新しい制度的枠組みの創設を監督し、議会の機能、権限、義務を一時的に引き継ぐ。」(第89条)と規定されている。

(3) 現行憲法制定過程における議論

では現行憲法制定時(1978年)、どのような状況であったのだろうか。一説には、スペイン憲法の生みの親たちは、憲法第155条がカタルーニャまたはバスク地方で考えられているマグナ・カルタに含まれていたことを否定しているが、確実なことは、承認される前にいくつかの敵(反対論を主張する者)がいたということである。同条に含まれる問題点は、まず憲法第144条⁽⁴¹⁾、その後、第147条⁽⁴²⁾や第149条⁽⁴³⁾にも関連することなのでかなりの批判にさらされた経緯がある。例えば、エウスカディコ・エスケーラ(Euskadiko Ezquerria、バスクの政党)のフランシスコ・レタメンディーア Francisco Letamendia Benzunce は、そのような権力を上院に与えることを拒否し、それがなくても自治州の制度を決定することができたと主張した。アリアンサ・ポプラーレ(Alianza Popular、当時の右派の政権政党)は、マヌエル・フラガ Manuel Fraga を先頭に、承認のための修正案を提出したのだが、彼の抗議は、ある政府が別の政府に対し介入を指示する権限を認めないことに関連していた。また、議会は、絶対多数でそれを承認することを要求した。フラガは、上院は「道徳的な不一致(incompatibilidad moral)」の状況にあることがわかったと主張したため、この改正は引き継がれなかった。別の憲法の生みの親であるホセ・ペドロ・ペレス・ジオルカ José Pedro Pérez Llorca (政治家、外交官、法律家であり現行憲法の生みの親といわれている7人の一人)は、憲法第155条が1949年のボン基本法第37条(連邦強制)⁽⁴⁴⁾のほぼ完全なコピーであると非難した。ドイツは、どの地域に対しても憲法上の義務に対し深刻な違反をした場合にこの種の措置を検討している。しかし、両国の制度には違いがあり、スペインでは、国の一般的利益を著しく損なう場合に憲法第155条の適用を認め、ドイツ憲法では法律が遵守されない場合にのみ基本法第37条が適用される。両国とも、これまで適用されてはいなかったし、特定の重大な偏向に対する一般的な関心を保証するための究極比(最後の到達点)と考えられることもある⁽⁴⁵⁾。そのため、今回のスペインで起こった独立

問題において同条が発動したことは、自治の問題を考える上でも特徴的な事例となり得るのである。

(4) スペインにおける第155条の概要

スペイン憲法第155条は、連邦執行の特別な強制手段を規定しており、(「憲法内戦、カールシュミットの言葉で)州は、自治体に自らの義務を遵守させることができ、そのような措置の実施のために、自治体のすべての当局に指示を与えることができる。スペインでは、自治州が憲法やその他の法律に定められた義務を遵守していない場合や、スペインの一般的利益に重大な影響を及ぼすような行為をしている場合、中央政府は、これらの要件を遵守させるために必要な措置を講じることができる。義務または一般的利益を保護することは、憲法第155条第1項が規定するものであり、中央政府がこれらの措置を採択する権限を与え、これらの措置の採択に先立ち、自治州首相への要求がなされていなければならない、自治州当局がこの要件を遵守していない場合、当然のことながら中央政府は必要な措置を実行するため上院の過半数を有していなければならない⁽⁴⁶⁾。

また、第155条第2項では、政府が想定する措置を実施するために自治体のすべての当局に正確な指示を与えることができるが、それは、自治体が権限を拡大することによって国家の力を削ぐかのごとく実施することは手続的にできないという非常に重大なこととして認識されている⁽⁴⁷⁾。

1. 導入⁽⁴⁸⁾

スペイン憲法第155条は、他の連邦国家にあるいわゆる連邦の強制として知られている。ドイツ基本法第37条の影響は、いくつかの違いがあるが、容易に検出することが可能である。スペイン憲法では、連邦または州への強制として、はっきりと示された前例は存在しないものの、1932年のカタルーニャ州法第9条や1936年のバスク州法の第5条では、別の類似した概念によってそれぞれの地域における公共秩序の維持に対して州の介入が規定された。他方、1934年10月のカタルーニャ政府の行動とその権限の

一時停止によってもたらされた影響も考慮しなければならず、カタルーニャ自治権による最初の法律（1935年1月2日に制定）は、後に1936年3月6日の憲法保障裁判所判決によって無効にされ、カタルーニャ州法を実質的に廃止する手段に転換させられることになった（ただし、1931年の憲法では自治権の停止が規定されていなかった）。

2. 議会による条文の精緻化⁽⁴⁹⁾

下院においては、上院の絶対多数の要求と手続への言及が組み込まれたのだが（スペインの一般の利益を大きく侵害するように）、それはドイツモデルから出発することを意味していた。地域の機関の停止や自治体代表者の任命などの具体的な措置を実施することに関して言及した右派系からの改正を拒否し、憲法裁判所に上訴を明示的に提出したバスクからの提案も同様に拒否したのである。上院では、影響を受ける自治州首相に対する事前の要求を含むエンテサ・デル・カタラン Entesa dels Catalans グループの修正案が受け入れられた。

3. 憲法第155条の分析⁽⁵⁰⁾

何人かの論者は、国家強制の実質的予想、正式な手続、採用される措置の内容と、自治州への介入の実質的な管轄権の制限を区別して、この条文を分析している。この詳細は誌面の関係で割愛するが、おおまかにどのような分析がなされているかについての概要は以下に示したことを中心に論じられている。

1. 国家的強制の実質的予測

- A) 国家的強制の対象
- B) 憲法的義務および法的義務の不履行
- C) 国際条約およびヨーロッパ法違反
- D) スペインの一般利益に対する侵害

2. 強制の手続

- A) 政府内において
- B) 上院において

3. 強制の内容：措置

4. 国家的強制のコントロール

尚、これらの詳細に関しては今後の研究の中で論じる。

4. 憲法第155条に関する学説の展開

クルス・ビジャロン Cruz Villalón は、古典的で急進的、また悲劇的な意味でスペイン憲法第155条を解釈することができ、自治を中断するための手段として理解されなければならない、たとえ国家統治に対する例外的状態であったとしても、一般的には軍事介入と人命の喪失を伴う場合に最後手段として適用されるものであり、《憲法の最も爆発的な条文》と評価している⁽⁵¹⁾。また、ガルシア・デ・エンテリーア García de Enterría は、この自治権への介入を伴う条項の劇的な視点は、バスクの自治に対する氾濫への外科的手段（イバレチェ計画に対する同様の措置）を必要とするような場合に実施される介入と位置付けることができるとしている⁽⁵²⁾。また彼は、1983年に出版されたテキストのなかで、第155条の脱ドラマ化を提案し、普通的手段や通常の国家的監督の特性、すべての行政および執行活動の特性によりその適用を正当化しようとしている⁽⁵³⁾。ヘルマン・ゴメス・オルファネル Germán Gómez Orfanel は、第155条に関して、中央権力的手中には一方的で非対称的な手段（特別な強制手段 STC 49/1988）があり、その使用は政治的な慎重さを必要とし、それを必要とする状況となった場合には、憲法上の適切な方法で実施されるべきではなく、他のより根本的な可能性を模索したうえで使用検討しなければならないとしている⁽⁵⁴⁾。これは、ラホーイ政権の第155条適用によって生じさせてしまった混乱を予言するものとして興味深い。

また、近時かつ類似の事例として、カタルーニャ自治州憲章の改革が挙げられる。この改正自治憲章（2006年7月19日組織法第6／2006号）が成立した際の実質的な難関は自治州民によるレファレンダムであった。その結果について、法的な有効性とは別に、カタルーニャ人民の政治的な関心がどういった状況にあったのかを物語っている⁽⁵⁵⁾。有効投票のうち賛成を

投じたのは全体の73.90%という高い率に至ったものの、自治州民投票の有権者のうち投票した者が約50%に過ぎなかったことから、改正自治憲章に体现されるべき「カタルーニャの更なる自治」に対する自治州民の機運がどこまで盛り上がったのかという点については議論を呼ぶ余地を残していると言える⁽⁵⁶⁾。また、このときの改正カタルーニャ自治州憲章は、現在までの「国家概念」に対して、カタルーニャという自治州がより一層の独立性を担保する文言をどこまで中央政府に認めさせることができるかという政治的焦点を背負っていたといえるのではないだろうか⁽⁵⁷⁾。尚、2010年7月、スペイン憲法裁判所はこの自治憲章改定の無効を宣言している。同様に、2015年9月27日に投開票された自治州議会選挙でも独立賛成派が過半数を占め、アルトゥール・マス前州首相主導のもと同年11月9日に18ヶ月以内に独立するというカタルーニャ独立手続き開始宣言が州議会にて採択されたが、これも2016年8月にスペイン憲法裁判所によって違憲であると判断されている。

(5) 小括

現代では「連邦制国家スペインのなかのカタルーニャという国家(=州)を目指す」ということを強調することで、「自治州体制国家でのカタルーニャ」よりも堅固な自治権をもつことを意味する⁽⁵⁸⁾。だが、その場合、カタルーニャの新自治州憲章がかつて意図していたように、たとえ憲法の改正を伴わずとも、とにかくカタルーニャからスペインを連邦的な国家にしていくというような道をもう一度たどるのか、それとも憲法改正を目指すのか、具体的な道筋は全く明らかではない⁽⁵⁹⁾。レファレンダムの実施は国の専権事項とされていることから、2014年1月16日には、自治州議会で「スペイン下院に『法的拘束力のあるレファレンダム』を実施する権限をカタルーニャ自治州に移譲することを求める決議 (llei per demanar al Congrés el traspàs de la competència per poder convocar un referèndum)」が87/135票で可決されたが、この要求は4月8日のスペイン下院で反対

299票、賛成47票、棄権1票で否決された⁽⁶⁰⁾。この投票結果は、多くの政治勢力がカタルーニャの自決権を認めないという点ではこれまでの状況と何ら変わらないことを明白に示したといえよう。

この解決は、主要な政治勢力（国民党とスペイン社会労働党）とカタルーニャ政府内の民族派勢力との間で、政治的な取り決めが行われることなしには不可能であるし、イタリアやその他の国で見られるように、国家の合理化とそれに伴う集権主義的な傾向は、危機時には例外的なものではない⁽⁶¹⁾。比較法的観点からみた場合に例外的なのは領域の分離独立であり、これは西洋の憲法体制ではほとんど経験がないのである。

現在の法秩序を尊重して言及するならば、最終的に、2017年10月1日に延期された違法な国民投票の後、10月27日に一方的な独立宣言が発表され、その後、中央政府は必要な手順で憲法第155条を活性化させた⁽⁶²⁾。スペイン憲法の核爆弾とも言われる第155条の適用については、1989年に一度だけ適用が呼びかけられたことがあったが、それ以降に議論が再燃したのは、カタルーニャ議会の解散と2017年12月21日の地方選挙の呼びかけであった⁽⁶³⁾。この最新の決定では、独立主義者は「憲法がそれに合っていると認め、無視する」とし「違憲」と述べた。それにもかかわらず、彼らのすべては即座に選挙の呼びかけを表明することにしたのである。その結果、「volis nolis（あなたが望んでいないかのようにしたいなら）」は独立したのではなく、自律的／連邦的なルートに従うことになる⁽⁶⁴⁾。

IV おわりに

このカタルーニャ・ナショナリズムとも言われる事例に見られるようにすべての住民とは言えないにせよ、一応の民意によって形成された政治的意思が、仮にEUの向いている方向と異なっていた場合、同地域の民意で選ばれた存在ではないEUのリーダーたちは何もできない存在となってしまう。現に、マクロン仏大統領、メルケル独首相、メイ英首相もカタルー

ニャ独立問題を内政問題として、不干渉の立場を表明していることがそのことを如実に表している。他の欧州機関も同様である。EU が示した「人間の尊厳に対する敬意、自由、民主主義、平等、法の支配、マイノリティに属する権利を含む人権の尊重」という存在価値は、その理想の高さとは裏腹に、多様な民意の形が一様ではないという加盟国の現実を受け止めきれなくなってきているのかもしれない。

本稿で述べたように、EU という枠組みと憲法という枠組みに埋めがたい隔たりがあることは事実であるのだが、スペインの自治州制度の歪みが生み出したある意味で必然的な帰結であったのかもしれない。スペインがフランコの死後、民主化の過程を歩みつつも、もともと地域間対立があるなかで言語や文化、経済力などが異なるそれぞれの地域を統合するために用意された「スペイン」という国家や「スペイン憲法」という法制度の規範力では必ずしも十分ではなかったのかもしれない。ドイツ流の自治と統治の制度を試みるがうまくはいかず、だからと言ってフランスのように比較的力のある中央政府を築くことも難しいのがスペインの姿であろう。よくいえば多様性を包含する地域連合と見ることもできるのかもしれないが、独裁体制からの法的継続と政治的脱却を同時に進行しなければならないというある意味で矛盾も孕んだ課題は、実は民主化の影で社会の歪みを生み出しうるものだったのかもしれない。スペインの中央政府が憲法の規定に則ってカタルーニャの地域問題を封じ込めることは、国家としてはある意味で当然の対応である。では、行き場を失ったカタルーニャの民意はどこへ向かえば良いのだろうか。これは、一地方が独立しようとした際に国民にその決定権がある時点で制度的に不可能なことになってしまう。独立を支持する大多数の国民と住民が存在し、ある程度（国家を二分するような）規模があって初めて可能なのであり、スペインのように特定地域のみですら支持／不支持が拮抗しているような状況ではあり得ないことであろう。ただし、忘れてはいけないのは、支持／不支持が明確ではないからこそこのような対立が生じ継続しているのであって、強力な民意の不在

が起こした特殊な状況だということである。二大政党制は、大部分の民意を吸い上げる二大政党が存在し、その両者間で抑制と均衡の力関係が成立してこそ機能するのであって、本来的に地域性豊かな国家であるスペインにおいては機能不全になる可能性があるということも現実として示すことになった。

また、憲法の改正を通して、自治権を持つ複数のネーションから構成される「マルチナショナルな連邦国家」としてのスペインを創るといった内容も提起されており、連邦制や連邦制に準じる国家形態が独立を誘発するのか先の見通せない状況が続いている。

もちろん、わが国の地方自治制度とは異なるため、一概に比較検討することは難しいのかもしれないが、沖縄の現状が中央と地方との認識の差を今後より深刻なものにしていってしまうのであれば、政治の分断を地方に押し付けることにもなり兼ねないということは指摘しておかなければならないし、憲法がどのように国のあり方をハンドリングするのかという視点でみた場合、スペインの事例は一考に値するのではなかろうか。

注

- (1) カタルーニャの概要については、立石博高・奥野良知編著『カタルーニャを知るための50章』（明石書店、2013年）が詳しい。
- (2) スペインでは政治的立場によって「referéndum」を「国民投票」と捉える論者もいるが「住民投票」と捉える論者もあり、どちらかの用語を用いたことによってそれが政治的な立場の表明と捉えられてしまうことがあるため、本稿では引用以外の表記を「レファレンダム」で統一して用いることとする。
- (3) スペイン憲法第155条
 - ①自治州が、憲法もしくは他の法律により課せられた義務を履行せず、またはスペインの全体利益に著しく反する活動をするときは、内閣は、事前に自治州首相に対し要求を行い、これが留意されない場合には、上院の絶対多数の承認を得て、自治州に対しその義務を強制的に履行させるため、またはかかる全体利益の保護のために、必要な措置をとることができる。
 - ②前項で定める措置を実施するため、内閣は、自治州のすべての機関に

対し、訓令を発することができる。

- (4) 尚、特定の国、特に多様性、人種、性別、宗教などに対する確固たる執着があるいくつかの国の中でもとりわけ英国の立場からすると、カタルーニャの独立主義者の属性や政党の単色性を見過しているのは奇妙であるとの見解もある。Eduardo Mendoza; *Qué está pasando en Cataluña*, Editorial Planeta, 2017, pp. 79-80.
- (5) 白石和幸「155条（自治州機能停止）発動 vs 「独立宣言」！泥沼が続くカタルーニャ独立問題」『HARBOR BUSINESS Online』<https://hbol.jp/153079>（2018年8月5日閲覧）、「Las medidas clave para aplicar el 155 en Cataluña」『El Independiente』<https://www.elindependiente.com/politica/2017/10/21/medidas-clave-del-155-cataluna/>（2018年8月5日閲覧）を参照。
- (6) La Caixa（ラ・カイシャ）はスペイン第3位の金融機関で、5,800以上の支店を有し、従業員は約32,000人、スペイン内外に1,300万人以上の顧客を抱えている。
- (7) Banco Sabadell（バンコ・サバデル）は、スペイン第4位の金融機関であり、銀行、ブランド、子会社、および財務業のすべての分野を統括する部分所有企業で構成されている。
- (8) 白石・前掲注（5）、「El golpista Puigdemont llama “golpista” a Rajoy y se inventa que “Cataluña es una nación muy antigua”」『OK diario』<https://okdiario.com/espana/cataluna/2017/10/21/puigdemont-2-1440604>（2018年8月5日閲覧）を参照。
- (9) 同上。
- (10) 白石・前掲注（5）、「Puigdemont prepara la declaración de independencia de Cataluña para el lunes」『El Confidencial』https://www.elconfidencial.com/espana/cataluna/2017-10-21/independencia-cataluna-declaracion-puigdemont-lunes_1464748/（2018年8月5日閲覧）を参照。
- (11) 独立宣言をした時点からカタルーニャの企業が州外に本社を移転させるという動きが活発になっている。カタルーニャ州外に本社機能移転をいち早く決断したのは、カタルーニャで誕生した銀行であり、彼らにとって、カタルーニャが独立すればEUからの離脱を余儀なくさせられる。即ち、それは欧州中央銀行の傘から出なければならなくなることを意味するもので、孤立化したカタルーニャで銀行が発展する可能性はほぼ皆無となる。銀行に続いてカタルーニャに本社を置く大手企業も移転を開始し、現在までに3,500社近くの企業が本社を他の自治州に移転させた。当然のことなが

らこの独立運動が長引く程、カタルーニャ経済は深刻な打撃を受けることになる。更に、カタルーニャへの外国からの投資も昨年はその前年比40%減少したという統計も出されている。

- (12) 白石・前掲注(5)を参照。
- (13) 同上。
- (14) 白石和幸「そういえば、「独立宣言」したカタルーニャ州は今どうなっている!?!」『HARBOR BUSINESS Online』<https://hbol.jp/163492/3> (2018年8月5日閲覧)を参照。
- (15) 同上。
- (16) Eduardo Vilá「カタルーニャ：憲法155条の適用と実務的側面」『Vilá Abogados』<https://vila.es/jpn/2017/11/03/2302/> (2018年8月5日閲覧)を参照。
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) Eduardo Vilá・前掲注(16)から引用。
- (20) 同上。
- (21) Eduardo Vilá・前掲注(16)を参照。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 植村哲「スペインにおける地方自治制度改革及び各自治州の自治憲章改革(七)」地方自治制度研究会編『月刊 地方自治 2006年10月号』(ぎょうせい、2006年)、53-55頁、93頁参照。
- (30) スペインの政府と議会の双方は、とりわけ自治州の赤字と公的負債を削減し、自治州の予算や財政の統制を強化させる立法に取り組んだ。この目的に沿って、予算の安定化と財政の持続性を図るための組織法(Ley Orgánica 2/2012, de 27 de abril, de Estabilidad Presupuestaria y Sostenibilidad Financiera.)が制定された。この法律は、中央政府が破綻した自治州に合法的に介入できることを規定しており、憲法第155条を最後の手段として適用するものである。先に述べた組織法は、憲法の第135条をより具体化した規定であり、また前述の条項は、公的負債と赤字の上限(予算安定・財政

持続原則)を追加するために、2011年に改正されたが、これはヨーロッパの条約に先駆けて行われた。ホセ・M・カスティーヤ著・柴田直子訳「危機時におけるスペインの自治州国家」『経済危機下の分権改革』(公人社、2015年)、3頁参照。

- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 植村哲「スペインにおける地方自治制度改革及び各自治州の自治憲章改革(一)」地方自治制度研究会編『月刊 地方自治 2006年4月号』(ぎょうせい、2006年)、97頁参照。
- (34) 同上、95頁参照。
- (35) 同上。
- (36) 同上、98頁参照。
- (37) 植村哲「スペインにおける地方自治制度改革及び各自治州の自治憲章改革(二)」地方自治制度研究会編『月刊 地方自治 2006年5月号』(ぎょうせい、2006年)、107頁参照。
- (38) また、憲法第152条は、自治州への司法権の付与について、「自治州の領域における最高の司法機関は、司法最高裁判所に固有の司法管轄を除き、司法高等法院である」と規定している。自治州の側からは、司法権強化についての要請が強いが、アスナール政権は、自治州の司法権強化には慎重な姿勢を採ってきた。2001年3月31日のPP・PSOE間の「司法改革に関する国家協定」及びこれを反映した同年6月28日組織法第2/2001号においても、国の側からはこの問題についての回答は出されなかった。なお、国が自治州の司法権強化に慎重である実際上の理由の一つとして、司法当局の管轄についてはすでに司法総評議会と政府とに配分されており、さらに自治州の関与が加わることになれば司法行政の混乱を招くおそれがあるという事情もある。植村哲「スペインにおける地方自治制度改革及び各自治州の自治憲章改革(五)」地方自治制度研究会編『月刊 地方自治 2006年8月号』(ぎょうせい、2006年)、107頁および同「スペインにおける地方自治制度改革及び各自治州の自治憲章改革(八)」地方自治制度研究会編『月刊 地方自治 2006年11月号』(ぎょうせい、2006年)、99-101頁参照。
- (39) イバレチェ・プラン(Plan Ibarretxe)とは、2000年代に入り、ETAの政治部門であるバタスナ(Batasuna)の非合法団体指定なども受けてETAのテロ活動に際活発化の兆しが見られたという背景を受けて、2003年以降、バスク自治州では、イバレチェ首相(バスク国民党(PNV)党首)のイニシアティブにより、自治州の半独立を保障する自治憲章の制定によ

ってETAの活動に終止符を打つことを目的に提示されたエウスカディ自治州政治憲章案のことである。このプランがバスク自治州憲章を国と自治州との間における「共生のための政治的協約」と定義し、スペイン国家に対するバスク自治州の「参加の自由」(libre asociación)及び「共有された主権」(soberanía compartida)を規定することによって、事実上の「半独立」に相当する地位をバスク自治州に付与しようとしたことにある。このような考え方は、スペインの現行憲法における「自治国家」概念が否定してきた連邦制的な国家制度を認めるものと見なされるばかりか、必ずしも容易な関係ではないバスク民族を巡るスペイン・フランス関係に波紋を投げかけるものである。また、自治州議会内でも絶対多数の意見ではなかった上、内容があまりにも政治的であり、形式的には自治憲章の改正の携帯を借りていたものの、実際には新たな憲法体制なしでは位置付け不可な「国家との二国間関係」を前提とする現行憲法の枠組みを無視した内容であったため、国会としても受入不可であった。同プランそのものは、2005年2月1日の国民議会における自治憲章案の否決、及びこの結果に対する信を問う形となった同年4月17日のバスク自治州議会選挙におけるPNVの「辛勝」を受けて、当面は第一線の議論から後退した。植村哲「スペインにおける地方自治制度改革及び各自治州の自治憲章改革(六)」地方自治制度研究会編『月刊 地方自治 2006年9月号』(ぎょうせい、2006年)、58-61頁、および前掲書(29)、65-71頁参照。

(40) カタルーニャ独立に関する拘束力のあるレファレンダムの制度を創設する際の一連の流れに関しては、Eduardo Mendoza; *ibíd* (4), p. 70. が詳しい。

(41) スペイン憲法第144条

国会は、組織法により、国家的利益を理由として、次の事項を行うことができる。

- a) 地域的範囲が1県を超えず、第143条第1項の条件を満たしていない自治州の設置を承認すること。
- b) 場合により、県組織に属さない地域について、自治憲章を承認しまたは決定すること。
- c) 第143条第2項に定める地方団体の発議権を代行すること。

(42) スペイン憲法第147条

①自治憲章は、本憲法の枠内において、各自治州の基本的な制度規範をなすものであり、国は、その法秩序の一部をなすものとして、これを承認し、かつ保護する。

②自治憲章は、次の事項を含むものでなければならない。

- a) その歴史的なアイデンティティーに最もふさわしい自治州の名称。
- b) 自治州の境界。
- c) 独自の自治機関の名称、組織および本拠地。
- d) 憲法の枠内で自治州が引き受ける権限、およびこれに基づく事業の移管のための基礎。

③自治憲章の改正は、自治憲章に定める手続によるものとし、かつ、すべての場合において、組織法による国会の承認を必要とする。

(43) スペイン憲法第149条

①国は次の事項につき、排他的な権限を有する。

- 1 憲法上の権利の行使および義務の履行に際して、すべてのスペイン人の平等を保障する基本的条件を規制すること。
- 2 国籍、入国、出国、在留外国人の身分および亡命庇護権。
- 3 国際関係。
- 4 防衛および軍隊。
- 5 司法。
- 6 商法、刑法および監獄法の制定。訴訟法の制定。但し、訴訟法については、自治州の実体法の特性から必然的に派生する特殊性を妨げるものではない。
- 7 労働法の制定。但し、自治州の機関によるその執行を妨げない。
- 8 民法の制定。但し、自治州に民法、特権法または特別法が存在するときは、自治州がこれを存続、改正および発展させることを妨げない。すべての場合における、規範法の適用および効力に関する規定、婚姻の形式に関する民法上の関係、公的登録および公文章の整備、契約債務の基礎、法律間の抵触を解決しおよび法源を確定するための規範。法源の確定に際しては、特権法または特別法の規範を尊重する。
- 9 知的所有権および工業所有権に関する立法。
- 10 税関および関税の制度。外国貿易。
- 11 貨幣制度、すなわち外貨、為替および兌換性。信用、銀行および保険の整備の基礎。
- 12 度量衡および標準時の決定に関する立法。
- 13 経済活動の全般的な計画の基礎および調整。
- 14 国の一般財政および国債。
- 15 科学技術研究の助成および全体的調整。

- 16 検疫。保健の基礎および全体的調整。薬品に関する立法。
- 17 社会保障に関する基礎法および経済制度。但し、自治州がその業務を執行することを妨げない。
- 18 いかなる場合にも、公行政の前での被治者に対する共通の取扱いを保障する、公行政の法制度および公務員の規律の基礎。一般行政手続。但し、自治州固有の組織に由来する特殊性を妨げない。強制収用に関する立法。行政上の契約および特許に関する基礎法、並びに公行政全般にわたる責任制度。
- 19 海洋漁業。但し、この分野の整備につき自治州に付与された権限を妨げない。
- 20 商船および船籍登記。海岸の照明および海上信号。全体の利益に関わる港。全体の利益に関わる空港。空域管制、航空交通および航空運輸、気象観測事業および航空機登記。
- 21 1自治州を超える地域にわたる鉄道および陸上運輸。通信制度全般。自動車交通。郵便および電信。電線、海底ケーブルおよび無線電信。
- 22 河川が1自治州を超えて流れている場合における、水資源および水力利用に関する立法、整備および特許、並びに、水力利用が他の自治州に影響を及ぼすまたは電力輸送が州域を超える場合の、発電所設置の承認。
- 23 環境保護に関する基礎法。但し、環境保護のための追加的規範を制定する自治州の権限を妨げない。山岳、森林利用および牧畜道路に関する基礎法。
- 24 全体の利益に関わり、またはその実施が1自治州を超えて影響を及ぼす公共事業。
- 25 鉱山およびエネルギーの管理の基礎。
- 26 武器および爆発物の製造、販売、所持および使用の管理。
- 27 新聞、ラジオおよびテレビ、並びに、一般に、すべての社会的伝達手段の管理に関する基本的規範。但し、その具体化および実施につき自治州に属する権限を妨げない。
- 28 スペインの文化的、芸術的および記念的遺産を輸出および略奪から保護すること。国立の博物館、図書館および公文書館。但し、自治州がこれを管理することを妨げない。
- 29 公共の安全。但し、組織法の定める範囲内で各自治憲章に定められた形式において、自治州が警察を創設する可能性を妨げない。

30 学位および専門的資格の取得、発行および認定の条件に関する規制、並びに、憲法第27条の具体化につき、公権力の義務の履行を保障するための基本的規範。

31 国家目的のための統計。

32 国民投票を通じて民意を問うことの承認。

②自治州が引き受けることのできる権限を除き、国は、文化事業を本質的な義務および権限とみなし、自治州との合意の下に、自治州相互間の文化交流を促進する。

③本憲法により明示的に国の権限とされていない事項は、各自治憲章により、これを自治州の権限とすることができる。自治憲章により引き受けられていない事項に関する権限は、国の権限に属し、紛争が生じたときは、自治州に排他的権限が付与されていない事項については、すべての国の規範が自治州の規範に優先する。いずれの場合も、国法は、自治州法を補完する。

(44) ドイツ連邦共和国基本法第37条

①あるラントが、基本法またはその他の連邦法律によって負担している連邦義務を履行しないときは、連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、連邦強制の手段によってそのラントに義務を履行させるために必要な措置をとることができる。

②連邦強制を実行するために、連邦政府またはその受託者は、すべてのラントおよびその官庁に対して、指図権を有する。

初宿正典「ドイツ共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第3版〕』（三省堂、2014年）、184頁。

(45) Francisco Balager Callejón (Coordinador), Gregorio Cámara Vilar, Juan Fernando López Aguilar, María Luisa Balaguer Callejón, José Antonio Montilla Martos; Manual de derecho constitucional — VOLUMEN I Constitución y fuentes del Derecho Derecho Constitucional Europeo Tribunal Constitucional Estado autonómico — (Quinta edición), Editorial tecnos (GRUPO ANAYA), 2010, p. 358.

(46) Germán Gómez Orfanel; Artículo 155, Directores por María Emilia Casas Baamonde, Miguel Rodríguez-Piñero y Bravo-Ferrer, Coordinadores por Mercedes Pérez Manzano, Ignacio Borrajo Iniesta; Comentarios a la Constitución Española X X X Aniversario, Fundación Wolters Kluwer, 2008, pp. 2577-2584.

(47) Id.

- (48) Id., p. 2577.
- (49) Id., pp. 2577-2578.
- (50) Id., pp. 2578-2583.
- (51) Id., p. 2583.
- (52) Id.
- (53) Id.
- (54) Id.
- (55) 植村・前掲注 (29)、53-63頁参照。
- (56) 同上。
- (57) 同上。
- (58) 奥野良知「カタルーニャにおける独立志向の高まりとその要因」『愛知県立大学外国語学部紀要第47号 (地域研究・国際学編)』(2015年)、149-150頁。
- (59) 同上。
- (60) 同上。
- (61) ホセ・M・カスチャーヤ・前掲注 (30)、9頁参照。
- (62) Ramón Tamames, ¿Adónde vas, Cataluña? — Cómo salir del laberinto independentista, Ediciones Península, 2018 (Primera edición actualizada).
また、同じ内容の文献として、Ignacio Sánchez-Cuenca, La superioridad moral de la izquierda, Editorial Lengua de Trapo, 2018, p. 15. がある。
- (63) Id., p. 16
- (64) Id.